那須塩原市におけるケアマネジメントに関する基本方針

那須塩原市におけるケアマネジメントに関する基本方針等については、次のとおり市の条例及び省令により定めています。

指定居宅介護(指定介護予防)支援事業所においては、本基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施してください。

1 指定居宅介護支援に関する基本方針等

(1) 基本方針

【那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(令和7年那須 塩原市条例第 号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)第6条】

- ① 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わな ければならない。
- ② 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の 選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的 に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居 宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携 に努めなければならない。
- ⑤ 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(2) 基本取扱方針

【指定居宅介護支援基準条例第4条の規定により適用する、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)第12条】

- ① 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- ② 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 具体的取扱方針

【居宅介護支援基準条例第4条の規定により適用する、基準省令第13条】

指定居宅介護支援の方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

① 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を 担当させるものとする。

- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ②の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- ②の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を 効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス 等の利用が行われるようにしなければならない。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択 に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の 情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- ⑦ 介護支援専門員は、⑥に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ⑧ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- ⑨ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ⑩ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は

その家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- ③の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
- ④ 介護支援専門員は、⑬に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - イ 少なくとも一月に1回、利用者に面接すること。
 - ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪一ては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
 - (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
 - ハ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- ⑤ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - イ 要介護認定を受けている利用者が介護保険法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - ロ 要介護認定を受けている利用者が介護保険法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更 の認定を受けた場合
- ⑩ ③から⑫までの規定は、⑬に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- ® 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援

助を行うものとする。

- ®の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- ®の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が介護保険法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- ⑩ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- ⑩の2 ⑩の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを 位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを 行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居 宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点 を尊重してこれを行うものとする。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の 妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時 サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継 続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければな らない。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- ② 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定 審査会意見又は介護保険法第30条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着 型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指 定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができるこ とを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければな らない。
- ⑤ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- ⑩ 指定居宅介護支援事業者は、介護保険第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当

たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が 適正に実施できるよう配慮しなければならない。

- ② 指定居宅介護支援事業者は、介護保険法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に 規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な 協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 2 指定介護予防支援に関する基本方針について

(1)基本方針

【那須塩原市那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和7年那須塩原市条例第号。以下「指定介護予防支援基準条例」という。)第6条】

- ① 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わな ければならない。
- ② 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- ⑤ 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(2) 基本取扱方針

【指定介護予防支援基準条例第4条の規定により適用する、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)以下「指定介護予防支援基準省令」という。)第29条】

- ① 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- ② 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- ③ 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 具体的取扱方針

【那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成26年3月26日規則第11号)」第30条】

指定介護予防支援の方針は、上記の基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ② 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ②の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ②の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ③ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- ④ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(介護保険法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- ⑤ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に 資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自 発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する ものとする。
- ⑥ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域 ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の 低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に 発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しな ければならない。
 - イ 運動及び移動
 - ロ 家庭生活を含む日常生活
 - ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - ニ 健康管理
- ⑦ 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ⑧ 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

- ⑨ 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ⑩ 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険 給付の対象となるかどうかを区分した上で、当
- 該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。
- ① 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び 担当者に交付しなければならない。
- ② 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護 予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求め るものとする。
- ③ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- ④ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- ⑭の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- ⑤ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成 状況について評価しなければならない。
- ⑩ 担当職員は、⑭に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用 者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情の ない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算し三月に1回、利用者に面接すること。
 - ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間(以下、単に「期間」という。)について、少なくとも連続する二期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
 - (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
- (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居 宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 二 利用者の居宅を訪問しない月(口ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ホ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- ⑪ 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス 計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただ し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることがで きるものとする。
 - イ 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - ロ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- ® ③から③までの規定は、⑭に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- ⑨ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- ② 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- ② 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- ②の2 ②の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- ② 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の 医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合に あっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- ② 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- 四 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その 利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要 に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が 必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

- ② 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、 その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければ ならない。
- ⑩ 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- ② 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援 事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- ② 指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に 規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な 協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- ② 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の30の2第 1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(3)介護予防支援の提供に当たっての留意点

【指定介護予防支援基準省令第31条】

介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意 しなければならない。

- ① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- ② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- ③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて 設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- ④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- ⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- ⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- ⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。
- ⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

施行沿革

- 1 令和4年10月13日制定
- 2 令和7年 4月 1日改定